

ヴェルサウオーク西尾

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

西尾駅前ショッピングセンターを閉店・解体し、その跡地に新規店舗を新設する(法第5条第1項)

2 届出の内容

届出年月日	平成25年8月13日		
店舗	店舗名称	ヴェルサウオーク西尾	
	店舗所在地	西尾市高島町三丁目23-9	
設置者	名称	ユニー株式会社	
	代表者	代表取締役 佐古 則男	
	住所	稲沢市天池五反田町1番地	
	備考	なし	
小売業者	名称	ユニー株式会社	
	代表者	代表取締役 佐古 則男	
	住所	稲沢市天池五反田町1番地	
	備考	未定	
店舗面積	17,602 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	923 台 (指針台数: 824 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	506 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	735 m ²
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	75.92 m ³
施設の運営	営業時間	開店	午前9時
		閉店	午後9時30分
	駐車場利用時間帯	午前8時30分から午後10時まで	
	駐車場出入口	数	5箇所
		位置	別紙図面のとおり
	荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで	
新設する日	平成26年4月14日		

3 参考事項

敷地面積	20,788 m ²		
建築面積	13,445 m ²		
延床面積	64,728 m ²		
業態	総合店		
用途地域	商業地域	—	—
備考	※西尾駅前ショッピングセンター 平成24年11月1日 法第6条第5項(廃止)		

ヴェルサウォーク西尾

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	核店舗であるユニー(株)が責任をもって各テナントの履行確保する
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	セール日、年末年始等混雑が予測される場合は交通整理員を配置する
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	必要駐車台数
169,769人	17,602 ㎡	950	14.40%	150 m	48.75%	2.38 人	1.67	824 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併設施設駐車台数	来客用駐車台数	評価
1,126 台	203 台	0 台	0 台	0 台	923 台	○

※別途敷地外に従業員駐車場503台分確保

b 指針によらない「特別な事情」による算出

なし

(イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

a 指針の参考式による算出

併設施設 の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
2,772 ㎡	15.7%	824 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	来客用駐車台数	評価
1,126 台	203 台	0 台	0 台	923 台	○

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車台数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	493 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内	種別	1	収容台数	923 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	駐車場の平面化	排ガス配慮	アイドリングストップ	評価
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	
東	2箇所	市町村道	6m	あり	47.7m	14m	204	双方向	右左折混合	なし	○
	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	2箇所	市町村道	28m	あり	5.1m	68m	289	双方向	左折のみ	なし	○
	北	1箇所	県道	20m	あり	11.4m	76m	予測なし	双方向	左折のみ	なし
駐車場	交通整理員等の配置: 年間を通して混雑する時期のみ配備										

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

ヴェルサウォーク西尾

(ア)交通飽和度の検討

		休 日			平 日		
		現 況	開店後	評価	現 況	開店後	評価
交差点A	飽和度	0.31	0.47	○	0.39	0.52	○
	将来交通量/可能交通容量	0.39	0.66	○	0.46	0.66	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
交差点B	飽和度	0.22	0.36	○	0.25	0.37	○
	将来交通量/可能交通容量	0.34	0.63	○	0.39	0.62	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
交差点C	飽和度	0.52	0.65	○	0.54	0.63	○
	将来交通量/可能交通容量	0.59	0.85	○	0.59	0.81	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
交差点D	飽和度	0.35	0.48	○	0.34	0.42	○
	将来交通量/可能交通容量	0.52	0.60	○	0.45	0.52	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
交差点E	飽和度	0.55	0.65	○	0.60	0.68	○
	将来交通量/可能交通容量	0.75	0.89	○	0.81	0.92	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
交差点F	飽和度	0.54	0.69	○	0.52	0.64	○
	将来交通量/可能交通容量	0.73	0.88	○	0.75	0.87	○
	ピーク時間帯	14時台			17時台		
交差点G	飽和度	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	遅れは非常に小	遅れは小	○	平均	平均	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
入口H (◎入口)	飽和度	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	—	遅れなし	○	—	遅れなし	○
	ピーク時間帯	18時台			8時台		

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

オープン時・繁忙時など混雑が想定される時は、従業員用駐車場を臨時駐車場とすることで敷地内にてできる限り来客車両を引き込み、周辺道路への影響を低減させる。また、交通整理員を配置する。円滑な誘導をするため、駐車場内に方向別看板を設置する。

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗南側に1箇所、店舗北側に2箇所、店舗北西側に3箇所
駐輪場の収容台数	506台
標準収容台数	503台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	—		

位置評価	台数評価
—	—

キ 荷捌施設の整備等

(ア)荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	735㎡	あり	20分	5台	13台	○

(イ)計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
7:00~11:00	13台	17:00~18:00	12:00~13:00	なし	なし	○

ヴェルサウォーク西尾

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置なし	チラシ配布	回避	回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	あり	非配備

※非配備の場合等の対応

荷捌き車両ドライバーに対し、通学時間帯の入・出庫には特に注意するよう指導する。

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	-

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
-	あり	-

評価
○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	8 m	8 m	来客車両	なし	あり	-
西方向	なし	なし	設備機器	なし	あり	-
南方向	32 m	32 m	来客車両・設備機器・荷捌き作業	なし	あり	-
北方向	14 m	80 m	来客車両・設備機器	なし	あり	-

遮音壁の影響	遮音壁設置なし
--------	---------

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	荷捌き施設の十分なスペースの確保
荷捌作業運営面での配慮	アイドリングストップ等、荷捌き作業員への騒音抑制向上の働きかけ
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置。定期的なメンテナンスの実施。
給排気口等からの騒音配慮	定期的なメンテナンスの実施。
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす、不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止表示板の設置、営業時間外の駐車場の閉鎖
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避。不必要なアイドリング禁止。廃棄物処理業者への騒音抑制向上の働きかけ。
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

ヴェルサウオーク西尾

(エ)併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
運営面の騒音配慮	定期的なメンテナンスの実施。

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機 100	冷却塔 2	給排気口	変電施設	浄化槽	ポンプ 5		
		冷凍機室外機 18	キュービクル 2	換気扇 34	送風機・排風機 26	テーリングユニット 4	冷温水機 2		
	変動騒音	自動車走行 ○	後進警報ブザー ○	台車走行 ○	BGM	アナウンス			
衝撃騒音		ゴミ収集作業 ○	アイドリング ○						
		荷降し音	台車走行 ○						
建物の構造(高さ)		鉄骨造地下1階地上5階建屋上塔屋(37.0m)							

※送風機・排風機について、上記記載とは別に非常用設備機器4台あり。

(ア)等価騒音レベル予測

	南(A)	東(B)	北(C)	南(D)
用途地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域
昼間基準値	60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値	50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	55.2 dB	49.9 dB	42.1 dB
	評価	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	38.8 dB	12.3 dB	10dB以下
	評価	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当

	北(E)	北(F)
用途地域	商業地域	商業地域
昼間基準値	60 dB	60 dB
夜間基準値	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	44.7 dB
	評価	○
県	夜間等価騒音レベル	10.1 dB
	評価	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

基準値を下回るが、周辺住民から苦情が発生した場合は真摯に対応する。

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無	無		
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か			
上記A・Bの具体的内容			
	南(ア)	北(イ)	北(ウ)
用途地域	商業地域	商業地域	商業地域
基準値を5dB減ずる要因	なし	なし	なし
基準値	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	38.8dB	31.3dB
	評価	○	○
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	-	-
	評価	-	-
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	-	-

※基準値を超えた場合の対応等

基準値を下回るが、周辺住民から苦情が発生した場合は真摯に対応する。

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	密閉式、冷蔵・洗浄設備の設置
衛生問題関係配慮	定期的な清掃の実施

ヴェルサウォーク西尾

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	30.68 m ³	1日	1.376 t	0.10 t/m ³	13.76 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用	22.88 m ³	1日	0.077 t	0.10 t/m ³	0.77 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.059 t	0.10 t/m ³	0.59 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.155 t	0.01 t/m ³	15.48 m ³	変更なし	○
生ごみ用	22.36 m ³	1日	1.246 t	0.55 t/m ³	2.27 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用		1日	0.951 t	0.38 t/m ³	2.50 m ³	変更なし	○
合計	75.92 m ³	-	-	-	35.37 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b その他の廃棄物等

取扱品目	保管容量	必要保管容量	評価
廃家電用			-
粗大ごみ用			-
合計	0m ³	0.00 m ³	-

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等

すべての併設施設を飲食施設として予測。

取扱品目	飲食店の面積	飲食店の保管容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更
生ごみ等用	2,772 m ²	2.00 m ³	1日	554.4 kg	550 kg/m ³	1.01 m ³	変更なし
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)

取扱品目	届出容量	小売店舗以外の必要保管容量	施設全体の必要保管容量	評価
紙廃棄物用	30.68 m ³	5.77 m ³	19.53 m ³	○
金属製廃棄物用	22.88 m ³	0.19 m ³	22.74 m ³	○
ガラス製廃棄物用		0.17 m ³		
プラスチック製廃棄物用		5.54 m ³		
生ごみ用	22.36 m ³	1.01 m ³	6.17 m ³	○
その他可燃性廃棄物用		0.39 m ³		
合計	75.92 m ³	13.07 m ³	48.44 m ³	○

併設施設と廃棄物保管庫を共用した場合の必要保管容量は48.44m³であるのに対し、設置保管容量は75.92m³である。

紙製廃棄物等の必要保管容量(19.53m³)に対し④-3ダンボール庫(30.68m³)、金属製・ガラス製・プラスチック製廃棄物等の合計の必要保管容量(22.74m³)に対し④-2不燃物庫(22.88m³)、生ごみ・その他必要保管容量(6.17m³)に対し④-1生ごみ・スチロール庫(22.36m³)となり、それぞれ必要保管容量を上回る廃棄物保管庫の設置となる。

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	あり	ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	あり
その他	なし	その他	なし

ヴェルサウォーク西尾

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

※ユニーは会社全体で廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用に取り組んでいる。
 ・配送センターからの一括納品によるダンボール不使用納品を実施しているが、さらなるダンボール不使用納品率を高める努力をする。
 ・資源回収箱を設置する。
 ・レジ袋有料化を実施するとともに、ノーレジ袋運動の一環として「エコバスケット」を推進し、進物包装時はお客様に対し簡易包装のご協力を求める。

(エ) 廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う
併設施設からの悪臭防止対策	密閉式、冷蔵・洗浄設備のある保管庫を設置

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	周辺の環境に調和する色彩とし、美観・風致を損なわないものとする。
	環境美化活動	○ 従業員により定期的に店舗敷地内及び周辺の清掃を行う。
市町村等の公的計画への協力	協力要請があれば検討する	
照明等の配慮	屋外照明は投光器タイプの照明器具を用い、敷地境界線付近に設置し駐車場に向け照射することにより、周辺への光の拡散を防ぐ。 広告塔照明は、周辺環境に配慮し必要以上の電飾を避ける。	
敷地内の緑地計画	駐車場周辺に緑地を設置	

評価
○

ヴェルサウォーク西尾

出店地連絡会議の意見概要	対応
<p>1 防犯カメラの設置について、所轄警察署と協議すること。</p> <p>2 歩行者・自転車の安全確保を含め、駐車場内における路面標示や案内看板の設置など、わかりやすい誘導対策を実施すること。</p> <p>3 近隣小学校や生活環境にも配慮し、届出の入退店経路の周知徹底を図ること。</p>	<p>1 現在、防犯カメラの配置計画について検討中ですので、最終案の策定については、西尾警察署生活安全課との協議結果を踏まえた内容となるよう努めます。</p> <p>2 駐車場内における車両・歩行者に対する運用方法については、交通安全の確保を目的とし、かつ、各自にわかりやすい誘導方法の実現のため、次の計画とします。 (ハード面) 歩行者用通路を設置します。また、適切な場所に案内看板および路面標示等を設置します。 (ソフト面) 繁忙時等、必要に応じて適切な場所に交通誘導員を配置します。 (その他) 二輪車に対する対応策として、新たに自動二輪専用の駐輪区画を敷地内に設置する方向で現在検討中です。また、自転車等の各駐輪場には、必要に応じて交通整理のための人員の配置をおこないます。</p> <p>3 店舗周辺における交通誘導計画については、名鉄西尾駅前という中心市街地に立地する環境特性を踏まえ、次の計画とします。 (近隣住民への対応) 生活環境保全の考えに基づき、当店への来店ならびに帰店車両に対する誘導方法については、適切な位置および場所に案内看板や交通整理員を配置し、店舗周辺における生活道路への必要以上の進入回避を図ります。 (近隣小学校への対応) 児童に対する交通安全確保の考えに基づき、通学路を含む学校周辺道路における交通誘導計画については、近隣住民への対応策と同様におこなう事で、小学校方向への関係車両の必要以上の進入回避を図ります。 (入退店経路の周知方法) まず先行策として、開店予告チラシの段階から、経路についての新聞折込による案内広告をおこなってまいります。また、開店後においては、チラシはもちろんの事、店内放送、店内ポスター等を積極的に活用してまいります。さらに、店舗周辺の主要交差点付近には、経路方向を示したロードサイン看板の設置もあわせておこないます。</p>

市町村の意見概要	対応
意見なし	—

住民等の意見の概要	対応
<p>これだけの大きな建物にかかわらず入口がたった2ヶ所しかなく、東側に関しては側溝を含めてもたった6mしかない道路に入口と出口を作りまちがいなく大渋滞がおきる。その流れは県道310号にまで及び、バス停の乗り降りにも多大な迷惑を与える。又私の医院の出入口は完全にふさがれてしまい患者さんにとっても私にとっても非常に迷惑である。当初よりユニーに対して訴えてきたが、全く聞き入れてもらえない。回りの住民に迷惑を与える設計(入口、出口)を速急に変更してほしい。東側の道路とは市道1374号である。非常に大迷惑である。客商売のユニーはもっと住民の事を考えて設計してほしい。</p>	<p>「ヴェルサウォーク西尾」の出店に関しましては、当初計画を立案する段階で市の中心部に位置する事を念頭に、「店舗敷地周辺における地域住民の生活環境の保全には特に注意を払う必要がある。」との考えのもと原案を作成いたしました。その後の経緯として、地元に対する出店表明から「大規模小売店舗立地法」に基づく届出をおこなうまでの間、西尾市ははじめ地域住民に対する説明会等の協議・調整の場を幾度も設けるなど、地元との折衝は十数回に及びます。</p> <p>まず、意見者ご指摘の出入口の位置及び数についてですが、これまでの関係先との協議に伴う関係法令の規定ならびに道路管理者、地元警察署からの指導、さらに地元町内会からの要望による結果であり、弊社独自の考えで決めたものではありません。</p>

ヴェルサウオーク西尾

また、意見者医院が接道する「市道1374号寄住矢曾根線」についてですが、上記同様の協議結果を踏まえ、来店ならびに退店車両の誘導ルートの一部となった事から、弊社としては、地元のご理解、ご協力のもと、交通対策として将来の通行車両の増加に備える事を目的とする道路拡幅工事をおこなっております。その結果、道路幅員は旧道よりも2m拡幅され、以前に比べて格段に通行しやすくなっております。

さらに、上記市道における入店ならびに退店車両への店舗駐車場の構造ならびに運用方法につきましては、前者に対し敷地内における駐車待ち車両の待機場所として、らせん状のスロープ等を利用する仕組みとなっており、かつ必要十分な長さを確保しておりますので、該当箇所の混雑緩和効果が期待できます。

一方、後者に対しては、意見者医院前の交通に渋滞等の影響が出そうな状況となった場合は、車両の誘導方法の変更(該当箇所を経由せず敷地内を通りe出口から直接「県道310号花蔵寺花ノ木線」へ退出する。)を予定しています。

全体としての客用駐車場及び店舗周辺における交通誘導計画につきましては、あらかじめ、売り出しセール等の繁忙時において、来店客の増加により店舗周辺の交通に影響を及ぼす恐れが予想される場合、店舗敷地内及び周辺交差点付近の適切な場所に必要に応じて交通整理員を配置するとともに、店舗施設においては、駐車場内の適切な場所に案内看板等の設置をするなどの対策により、スムーズな交通誘導の実現に努めます。

結論として、これらの対応策を効果的に組み合わせる事により、「市道1374号寄住矢曾根線」を含む店舗周辺の各道路における通行車両の渋滞緩和に寄与できるものと確信しております。

県の意見案

意見なし

県の意見に至る考え方

出店地連絡会議及び住民等の意見に対する設置者の対応は概ね妥当なものと考えられる。